

事務連絡
平成28年8月19日

公益社団法人 日本バス協会 御中

国土交通省自動車局環境政策課
国土交通省自動車局貨物課

環境対応車の導入事業の交付予定枠の申し込み開始について

平成28年度低公害車普及促進対策費補助金のうち、環境対応車の導入事業に係る補助金の交付予定枠の申込期間については、「平成28年度低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）に係る交付申請の受付期間等について」（平成28年3月31日付け国自環第245号の2、国自貨第162号の2）で通知していますが、下記のとおり改めてお知らせしますので、貴団体の関係する会員への周知をお願いします。

記

（1）交付予定枠の申し込み期間（環境対応車交付要綱第4条）

平成28年9月1日から平成28年9月30日まで

（2）通常申請（環境対応車交付要綱第4条）

①申請対象車両 平成29年1月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車の環境対応車への改造の場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の申し込みを行い、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 平成28年11月1日から平成28年11月30日まで

（3）実績申請（環境対応車交付要綱第5条第2項）

①申請対象車両 原則として、平成28年4月1日から平成28年12月31日の間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の申し込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、平成28年10月31日までに登録されたものにあっては、平成28年11月30日までを申請受付期間とする。

参考

国自環第245号の2
国自貨第162号の2
平成28年3月31日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局環境政策課長
自動車局貨物課長

平成28年度低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）
に係る交付申請の受付期間等について

平成28年度低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）の執行については、「低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）交付要綱」（平成28年3月31日付け国自環第241号、国自旅第384号、国自貨第158号。以下「環境対応車交付要綱」という。）及び「低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）に関する運用方針」（平成28年3月31日付け国自環第243号、国自旅第386号、国自貨第160号。）によるものほか、環境対応車交付要綱第4条の大蔵が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間（環境対応車交付要綱第4条）

平成28年9月1日から平成28年9月30日まで

(2) 通常申請（環境対応車交付要綱第4条）

①申請対象車両 平成29年1月1日から平成29年3月31までの間に新車新規登録（使用過程車の環境対応車への改造の場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、(1)の申し込みを行い、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 平成28年11月1日から平成28年11月30日まで

(3) 実績申請（環境対応車交付要綱第5条第2項）

①申請対象車両 原則として、平成28年4月1日から平成28年12月31までの間に新車新規登録されたもの（ただし、(1)の申し込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、平成28年10月31日までに登録されたものにあっては、平成28年11月30日までを申請受付期間とする。